

03 金融庁 非予算(特区・地域再生 検討要請回答)

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	提案事項管理番号	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	制度の所管・関係官庁
0320010	投資信託委託業及び投資法人資産運用業認可の緩和	投資信託及び投資法人に関する法律第9条	投資信託委託業及び投資法人資産運用業を営もうとする者は内閣総理大臣の認可を受けなければならない。内閣総理大臣は認可申請について一定の基準に適合するかどうかを審査しなければならない。	C	I	投資信託は、投資者の資金を集めて運用するスキームであり、投資者に分配される成果は資産運用を行う投資信託委託業者の運用にかかっている。このような業務を行う投資信託委託業者にあつては、業務を健全、公正かつ的確に遂行するに足る財産的及び人的基礎を有していることが投資者保護上不可欠であり、一部の地域にのみにおいて、当該要件を緩和することは困難である。(なお、当該業務は、先般成立した法改正により、認可制から登録制に移行することとなる。)	1138070	投資信託委託業及び投資法人資産運用業認可の緩和	現行法で規定されている投資信託及び投資法人に関する法律における、投資信託委託業及び投資法人資産運用業の認可について、一定の条件を満たしている場合は、沖縄県内に限り、審査基準を緩和する。	国内・海外の投資信託会社及び投資顧問会社について、「沖縄籍」の投資信託業務の認可の審査基準を緩和する。このうち国内投資信託委託業者は兼業業務として法に則り、現状認可のない投資顧問会社は特区(沖縄)内でのみ、スポンサーとなる投資信託委託業者からの業務管理の委任を条件とする。取扱商品に私募債投信に限定する。また、金融庁長官から沖縄総合事務局財務部へ「投資信託及び投資法人に関する法律」第6条の認可(それに係る第8条の申請、第9条の審査含む)の権限を委任する。従来から委任されている同法第69条及び同法第187条等の権限と併せて、沖縄総合事務局財務部に専門部署を設立し、拠って沖縄の金融業を振興する。	近年、国民投資への関心及び投資額は増加傾向にあり、投資信託の残高も増加の一路を辿り、国内への投資に止まらず、国外への投資額も増加している。一方で、投資信託を委託される委託業者については、審査基準に基づいた審査後に、内閣総理大臣による承認を必要とする。これらの審査基準を緩和し、沖縄金融特区を設けることによって、沖縄を日本の「ケイマン」と位置づけ、国内からオフショアファンドに流れている資金の還流を促すと共に、国外資金の国内投資を促す。沖縄県内で金融活動が活発化することで、雇用の確保さらには拡大を見ることができ、投資信託委託業者の健全、公正かつ的確な業務遂行に足る財産的及び人的基礎を確保、担保のため、当該会社の親会社等がスポンサーとなることを条件とする。	沖縄県	社団法人 日本ニュー ビジネス協 議会連合会	金融庁 内閣府